平成２２年第８回教育委員会定例会

【日　時】平成２２年7月２7日（火）午後1時３０分～午後４時時００分
【場　所】役場大栄庁舎　第４会議室
【出席者】吉田助三郎委員長・河本恒夫委員長職務代理者・斎尾暁美委員・磯江典子委員・岩垣教育長・杉川教育総務課長・田中生涯学習課長・桑本指導主事・大庭教育総務課係長
【議事日程】
　１　会議録署名委員の指名　　河本委員、齋尾委員を指名
　２　行政報告
　　　教育長
　　　　・大栄中学校教職員に関する記録について
　　　　　（意見）教職員の誤った指導については、起こってからではなく、起こる前の事前の対策が必要と考える。
　　　　　（意見）わかっているが起こってしまうことがある。時々思い出させる、喚起させる方策を行う必要があり、各学校長に委ねているものである。
　　　　　（回答）教員全体での活動を通して指導して行きたいと考える。
　　　　　（意見）部活動においては、複数担当制もひとつの方策だと考える。例えば、主査・副査などの方策もある。
　　　　　（質問）部活動によって人数が異なるが担当教員の体制はどうなっているのか。
　　　　　（回答）ほとんどが複数性で行っているが、指導、見守りの活動は部活動によって独自に行っている。また、外部指導者がある場合についても体制は代わってくる。
　　　　　（まとめ）それぞれの認識もある。校長会で教頭もあわせ周知徹底するとともに、これを機会に学期ごとに指導方法などを報告してもらうこととする。
　　　　・中部地区教科用図書採択事業計画について
　　　　・７月４日開催スイカ・ながいもマラソン大会について
　　　　　４，０００人弱の参加により大会は盛大に行われた。その中で体調不良等により４名の方が最寄の病院へ救急車で搬送された。４名の方について、大会当日に教育長と課長で見舞いに行き、４名とも無事回復されていた。
　　　　・７月２１日開催自治会長会について
　　　　　スイカ・ながいもマラソン大会のＴシャツを販売できないかとの質問があった。販売するには「コナン」の著作権から小学館の了解が必要となるが、販売の了解は得られない。しかし、イベントでの活用は可能である。
　　　　・町立学校教職員保育士体験について
　　　　　７月２６日から８月１１日まで中学校教職員が研修の一環で行っている。
　　　　・町立初任者教職員校外研修について
　　　　　７月２６日に上種　村岡さんの協力をいただき、花づくりの農業体験研修を行った。花づくりも教育に通じるところがあり有意義なものであった。
　　　　・台湾訪問について
　　　　　７月２５日から３０日まで台湾へ訪問した。教育関係では子ども６人、教職員３名、指導主事１名が参加した。

教育総務課長

資料のとおり説明。

（質問）中学校ワクワク職場体験学習の成果は上がっているのか。

（回答）町内企業に受け入れの声がないと聞く。現実に公共施設が多くなってきている。

（回答）以前は職場に教員を配置するなど組織的にやっていた。現在は実施することで精一杯となっている。

（意見）保護者のアンケートでは大変ためになったとの感想もあったが、実態としては学校が一手に担っており学校行事化している。もっと保護者も巻き込んで実施していく必要がある。ＰＴＡ事業や第３者の実施機関として実施していけばと考える。

（質問）県下で実施しているものなのか。

（回答）学校で任意に取り組むものであり、県下全体で実施しているものではない。関係者で話し合う機会を設け、協議したい。

（質問）実施する時期は問題ないのか。企業によっては時期もあると思うが。

（回答）以前北条では秋ごろにやっていた。

（質問）新学習指導要領の実施となるが、時間数的に取り組めるのか。

（回答）総合の時間により実施可能と思われる。

（意見）給食センター改修工事の進捗について、次回定例委員会時に見学はできないか。工程的には、間仕切りができ機器の据付ごろか。

（回答）内外装ができた段階であり、ちょうどいい時期で見学も可能。

（まとめ）次回定例会の開会前に見学することとする。

生涯学習課長

資料のとおり説明。

（報告）自治会生涯学習部長研修会に自治会長も参加され、実のある研修会となりよかった。

（意見）この研修会講師の山本三朝町教育委員会委員長の話は面白く、中学生にも取り付きやすい講演だった。

（意見）中学生の反応は、恥ずかしいと思いきや、よく話ができよかったという感想であった。子どものしつけは、このことの繰り返しであると考える。

３　議事

議案第２９号　要保護児童生徒の認定について

原案のとおり承認。

議案第３０号　準要保護児童生徒の認定替えについて

原案のとおり承認。

議案第３１号　北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

原案のとおり承認。

議案第３２号　通学路の変更について

（意見）通学時の事故に対して保険が適用されるかどうかが問題となる。その認識が必要である。また、東ルートは冬季間中除雪されない。

（意見）申請の意図がわからない。通うには近いほうがいいが、不審者やダンプカーなどの交通量の問題、除雪の問題から複数のルートにより個々が選択するような申請である。通学路をなぜ決めるのかなどの認識がされていない。これであれば、通学路の指定は必要ない。

（報告）保険の適用については、保険適用については個々具体の事案について判断することとなるが、考え方としては、学校の管理下の範囲であることが前提となる。よって、子どもたちの通学の現状を把握していることが必要となる。

（意見）東新田場においても同じようなケースがあり、そのときには学校と保護者で話し合い、通学路以外では保険の対象外となることも認識した上で、通学路を決定した。

（まとめ）今回の通学路に関しては、学校、保護者、生徒で十分話し合い、通学路であることを互いに確認したことをもって通学路とする。

原案について学校へ決定する条件を付し回答することを承認。

議案第３３号　北栄町教育委員会事務局の人事について

原案のとおり承認。

４　報告

・平成２１年度教育委員会関係の決算に添付する主要なる成果について

・平成２２年度前期北栄町立幼稚園・小・中学校同日公開参観日のまとめについて

・生徒派遣に係る補助制度について

（意見）琴浦町は手厚く補助しているが、湯梨浜町、三朝町はおおむね本町と同じ考え方のようだ。ただ、本町は宿泊費の補助が１泊７,０００円ということでそのことが違うようだ。

（報告）宿泊費の補助単価については、以前は実費で補助していたが、１泊１５，０００円でやむなく宿泊した事案があり、実費補助では際限がなくなることから、規程を再考し１泊７，０００円の宿泊単価を定めたものである。

（意見）なぜ補助しているのか。補助の基準はなぜあるのかを考えればおのずとわかるものである。学校教育の一環として行っているものとはいえ、保護者の経済的負担や大会参加経費の妥当性、町予算の編成からルール化しているものであり、際限なく実費を支給することは常識の範囲からいってもおかしい。

（意見）本来、保護者負担の考え方もあり、補助されている認識に立つ必要がある。

（報告）宿泊費について、大会主催の連盟を介して宿泊場所を確保することが通例となっている現状があり、実際には斡旋の宿泊料が７，０００円を超えることがあるようだ。

（意見）自前で宿泊を準備する場合は妥当な基準により行えばいいが、現実的に大会主催の斡旋を利用しなければならない状況で、基準を超えた部分を自己負担させるのはどうかと考える。この場合には救えるようにすべきではないか。

（回答）学校教育として基本的にはすべての経費を見るが、経費の妥当性、町予算の実情などからある程度の基準を設ける必要がある。「勝たせたい」という気持ちはわかるが町の予算を投入する以上、妥当性のある予算執行をする必要がある。それ以上の部分は個々が負担するものである。

（まとめ）今年度については、既に中国大会も始まり、基準を変えて適用するわけには行かない。よって、この問題は来年度に向け継続審議とし、現在の実態を踏まえ再度検討することとする。

６　その他

・ＡＬＴ（外国語指導助手）来町について

・平成２２年度北栄町教育懇話会について

・平成２２年度市町村教育委員会教育委員全体研修会について

・次回定例教育委員会は、８月２３日（月）の予定とする。